

令和2年5月19日

学 生，教 職 員 各 位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)

川 崎 直 哉

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学の活動制限指針
の改正について（通知）

標記のことについて、別紙のとおり改正しましたのでお知らせします。
なお、現在の指定レベルは「2」であり、変更はありません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針

(令和2年5月19日危機管理対策本部)

レベル	基準	教 育	教員、研究活動	事務局職員等	学内会議等	学生の入構・登校	学生の課外活動	出張・旅行等(教職員、学生等の全構成員)
0	○感染が認められない。	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	○国内で感染が認められるが、新潟県内では感染者が発生していない(過去10日間の感染者数が2人以内である。)	○感染防止に最大限配慮して、講義・演習、実験・実習・実技の実施 ○ICTを使用した遠隔授業を推奨	○感染防止に最大限配慮して、研究活動を継続	○感染防止に最大限配慮して、通常どおり勤務	○感染防止に最大限配慮して、対面会議を行う。	○感染防止に最大限配慮して、登校	○感染拡大防止に最大限配慮して、認められた教室等での練習や制作等の個人活動に限定して許可。 ○課外活動団体は、活動内容等計画書を提出の後に許可。合宿、遠征、対外的活動、飲食を伴う活動の自粛	○海外への不要不急の出張の原則禁止、旅行の自粛 ○国内の感染拡大地域への不要不急の出張・旅行の自粛
2	○政府から緊急事態宣言が発動された都道府県がある。 ○新潟県内又は上越地域で感染が認められる。	○感染防止に最大限配慮して、講義・演習の実施(人数を制限する。) ○実験・実習・実技の実施(人数を制限する。) ○ICTを使用した遠隔授業の積極的利用 ※アクセスポイントを提供	○感染防止に最大限配慮して、研究活動を継続 ○在宅での研究活動を推奨	○感染防止に最大限配慮して、在宅勤務の部分実施	○同上 ○オンライン会議や書面審議を推奨	○講義受講生を除く学部学生・大学院学生は登校を自粛。ただし、登校した場合でも大学滞在は最短時間とする。	○活動停止。ただし、感染拡大防止に最大限配慮しながら、音楽棟個人練習室又は屋外での個人練習のみ許可	○緊急事態宣言対象地域及び海外への不要不急の出張の原則禁止、旅行の自粛 ○国内のその他の地域への不要不急の出張・旅行の自粛
3	○新潟県に政府から緊急事態宣言が発動され、県知事による大学の施設使用停止要請があった。	○ICTを使用した遠隔授業の実施(講義・演習の対面授業の停止) ○感染防止に最大限配慮(人数を制限する。)	○感染防止に最大限配慮して、最小限の研究活動の継続 ○原則、在宅での研究活動へ移行 ○継続中の実験・研究資源維持などのた	○感染防止に最大限配慮して、大学の機能維持のために必要な、最小限の職員のみ出勤。その他は在宅勤務	○可能な限りオンライン会議や書面審議へ移行 ○感染防止に最大限配慮(ソーシャル・ディスタンスを確保)して、対面会議を行	○学部学生・大学院学生の登校禁止。ただし、大学から呼び出しのあった学生の登校は可 ※学生の生活や学修を支援するため、大	○活動停止。ただし、感染拡大防止に最大限配慮しながら、屋外での個人練習のみ許可	○同上 ○県境をまたぐ出張の原則禁止及び不要不急の出張・旅行の強い自粛

	○教職員、学生に感染者が発生した。	る。)して、実験・実習・実技の実施	め必要な教員以外は入構自粛		う。ただし、出席者は 30 人程度(陪席者を含む。)を上限とする。 ※オンラインと対面を併用する会議も可	学が認めた施設を使用する場合の登校は可		
4	○教職員、学生に複数の感染者が発生し、上越保健所から臨時休業の指導があった。	○ICTを使用した遠隔授業のみ	○原則、教員の入構禁止 ○在宅での研究活動。ただし、研究資産維持のために必要最低限の教員及び関連職員のみ入構可能	○同上	○オンライン会議又は書面審議	○学部学生・大学院学生の入構禁止。	○全面活動停止	○県境をまたぐ出張・旅行の原則禁止

【注】 1 この活動制限基準は、今後の状況に応じ見直すことがある。

2 学生宿舎及びその敷地については、学生の入構制限区域に含まない。

3 特別支援教育実践研究センター及び心理教育相談センターにおける相談業務の停止については、「教育」の項に準ずるものとする。

4 附属学校園については、当該学校園の定めるところにより、活動制限を実施する。